

令和7年8月6日

久居駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)所	納期(履行)限	見積依頼書公表日	見積提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	久居(7)射撃場油分離槽清掃及び汚泥収集運搬処分	久居駐業管理科	R8.3.31	R7.8.6	R7.8.21 13:00	R7.8.21 15:00		

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118

住所三重県津市久居新町975

契約機関名(担当) 第337会計隊(坂本)

電話番号(内線) 059-255-3133(内429)

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
久居（7）射撃場油分離槽清掃及び汚泥収集運搬処分	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入（履行）場所	久居駐業管理科	納 期	8.3.31		
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

内訳書の添付をお願いいたします。（様式は貴社様式）

令和    年    月    日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地  
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所  
会社名  
代表者名  
担当者名  
担当者連絡先

## 市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
久居(7)射撃場油分離槽清掃及び汚泥収集運搬処分	仕様書のとおり	セット	1		
	以下余白				
納入(履行)場所	久居駐業管理科	納期	8.3.31		
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

市場価格調書提出期限：R 7. 8. 20 17:00

内訳書の添付をお願いいたします。(様式は貴社様式)

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住所

会社名

代表者名

担当者名

担当者連絡先

表紙含む全3枚

# 久居(7)射撃場油分離槽清掃及び汚泥収集運搬処分

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

工事名称	久居(7)射撃場油分離槽清掃及び汚泥収集運搬処分			
図面名称	表紙			
業務隊長	管理科長	営繕班長	演習場管理班長	演習場管理主任
				
陸上自衛隊久居駐屯地業務隊				図面番号 1/3

# 仕 様 書

- 1 作業名称：久居(7)射撃場油分離槽清掃及び汚泥収集運搬処分
- 2 作業期間：契約締結日 ～ 令和8年3月31日（作業予定時期2月まで）
- 3 作業場所：三重県津市一志町小山長谷（陸上自衛隊久居射撃場）
- 4 概要：清掃及び汚泥汲み取り施設は下記による。

項 目	場 所	数 量	規 格 (m)
油分離槽清掃及び汚泥汲み取り	洗車場	1基	1.2×0.7×0.9

- 5 一般事項：
  - (1) 本役務については、本仕様書及び図面にて実施する。なお、記載なき事項であっても当然実施を要する箇所は良心的かつ入念に作業を実施すること。
  - (2) 着手に先立ち工程表を作成し、監督官の承諾を受けること。
  - (3) 現場管理・安全管理
    - ア 請負者は作業の実施によって部隊等の施設に対し損害を与えた場合、損害の事項に対して現状復旧すること。
    - イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに請負者の責任において管理するものとする。
    - ウ 請負者は作業条件を関係者に十分把握させるとともに作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。
  - (4) 電気・水道の使用について
    - 作業に必要な電気・水については、監督官に申し出て許可する範囲において有料で利用できるものとする。

- (5) 作業実施場所以外への立入及び指定場所以外での喫煙は禁止する。

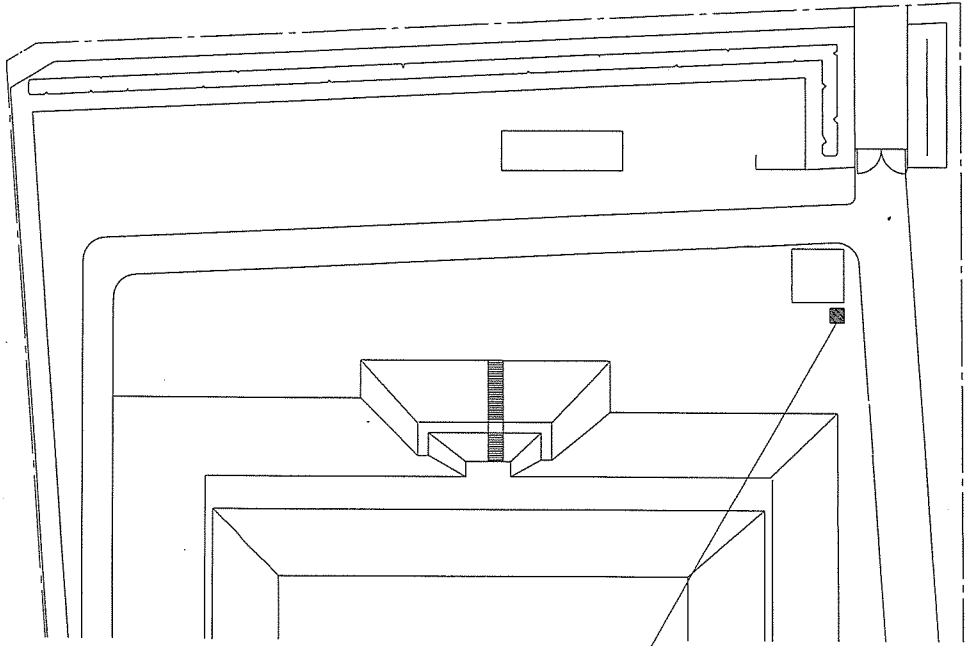
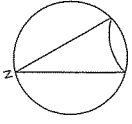
- 6 特記事項：
  - (1) 清掃は、水面の油分及び底部沈殿汚泥をバキューム車により汲み取り、高圧洗浄車により壁面及び仕切板を洗浄し、洗浄水も汲み取ること。
  - (2) 油分離槽の中間水は、水中ポンプ等により清掃が完了した槽に返送すること。
  - (3) 汲み取った汚泥及び油分を含む洗浄水は、「廃棄物及びびの処理清掃に関する法令」等に遵守し適正に処分し産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票、B2票、D票、E票、産業廃棄物収集運搬業許可書、産業廃棄物処分業許可書を提出すること。尚、産業廃棄物管理票(マニフェスト)については、請負者側で準備すること。
  - (4) その他不明事項については、その都度監督官と協議すること。

- 7 提出書類：
  - (1) 現場代理人届(契約後すみやかに)
  - (2) 工程表(契約後すみやかに)
  - (3) 着手届(着手前)
  - (4) 完了届(完了後すみやかに)
  - (5) 作業写真(完了後すみやかに)

※写真については各工程ごと(着手前・作業中・完了後)及び監督官の指示する箇所を撮影し、整理し提出すること。
- 8 検 査：
  - (6) 産業廃棄物処分契約書(写し)
  - (7) その他監督官が指示するもの。

マニフェストE票提出後、検査官による検査を受け合格をもって完了とする。また手直しが生じた場合は、手直し後再検査を受け合格をもって完了とする。

作業名称	久居(7)射撃場油分離槽清掃及び汚泥収集運搬処分		
種 別	仕 様 書	図	番
	久居駐屯地業務隊管理科営繕班		2 / 3



洗車場油分離槽  
1.2 × 0.7 × 0.9

件名	久居(7)射撃場油分離槽清掃及び汚泥収集運搬処分
種別	配置図
図番	3 / 3

久居駐屯地業務隊管理科 菅繕班